

原案作成委託料支払事務について

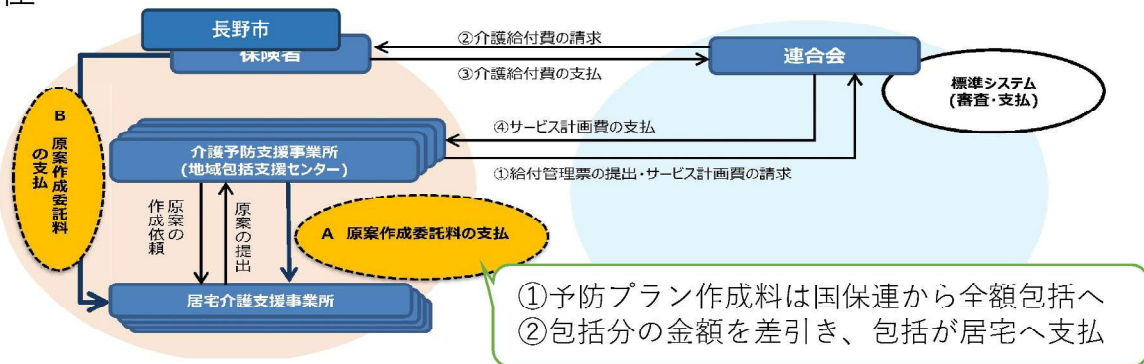
1 概要

現在、指定介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が予防プランを居宅介護支援事業所へ委託した場合、地域包括支援センターが委託先の事業所に対し委託料を支払っている。

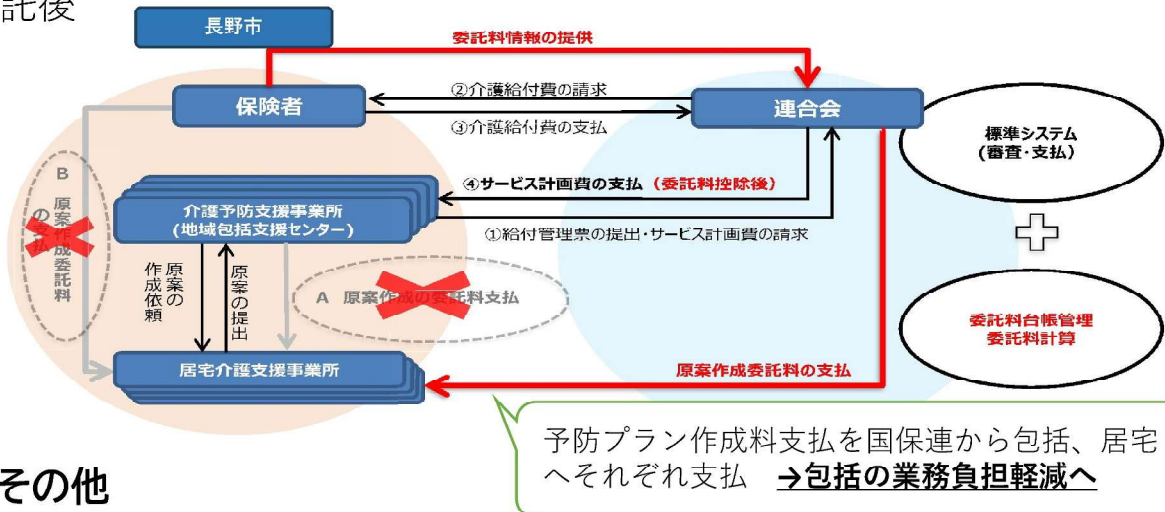
支払事務を委託することにより、地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）分の金額を差し引いて、国保連から直接委託先の居宅介護支援事業所への委託料を支払うもの（イメージ参照）

2 運用イメージ図

現在



委託後



3 その他

【委託包括への意向調査結果】

- ・ 20包括（全センター）が利用希望と回答

【今後の予定】

- ・ 令和8年度から事業開始予定
- ・ 原案作成委託料支払事務に係る事務手数料の徴収はない
- ・ 県外被保険者は対象外（現行の支払い方法を継続）